



ピチピチ 消費生活だより

令和5年9月号

こんにちは！岡山市消費生活センターです！
朝夕に秋の涼しさを感じられるようになりましたが、いかがお過ごしでしょうか？ 今月は電話で未納料金を請求する詐欺について、情報をお届けします。不審な電話は相手にしないようにしましょう！

【事例】

携帯電話に、契約中の電話関連業者を名乗る着信があり、自動音声で「料金未納が発生している。放置すると法的措置を取る。」と言われた。案内にしたがい番号ボタンを押したところ、オペレーターにつながった。名前と生年月日を聞かれ、支払わなければ裁判所に申し立てると支払いを要求された。

未納料金を
請求する電話
に注意！！

【ひとことアドバイス】

こんな言葉には注意！！
「未納料金」、「利用停止」
「法的措置」、
「裁判所に申し立て」…
慌てずに、無視しましょう！



※消費者庁イラスト集より

- ★自動音声の電話がかかってきて、携帯電話などの未納料金を請求される詐欺の相談が寄せられています。
- ★未納料金を請求する電話がかかってきても、慌てず、絶対に相手にしないようにしましょう。
- ★非通知や知らない番号からの電話には出ない、かけ直さないことがトラブル防止に効果的です。
- ★不明な点や気になる点がある場合は、事業者の本来の連絡先を自分で調べて、問い合わせてください。
- ★対応に困った時や、不安を感じる場合は、消費生活センターに相談してください。

「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

岡山市消費生活センター

相談専用 : ☎ (086) 803-1109

(消費者ホットライン188も可)

受付時間 : 月～金曜日 9時～16時
(祝日・年末年始除く)

消費生活相談
フォームによる
ご相談は
こちらから→

